

平成七年（行ケ）第三号職務執行命令裁判請求事件

原 告 内閣総理大臣

橋本龍太郎

被 告 沖縄県知事

大田昌秀

一九九六年三月二一日

右被告訴訟代理人

弁護士 中野清光

外一五名

福岡高等裁判所那覇支部 御中

第三準備書面の訂正について

一九九六年二月九日付けをもって御庁に提出しました被告第三準備書面について、誤記がありましたので、別紙のとおり訂正いたします。

82	77	76	75	62	61	61	57	56	52	45	45	44	43	40	37	36	33	32	32	31	31	27	11	頁
6	16	7	15	9	6	3	12	4	3	8	1	5	14	1	15	2	15	7	2	8	4	4	9	行
言論活動	米軍支配下	住民の	新崎海岸	ある	米軍の	㊦	「決戦教育措置」を	一九四五年	午後四時	地方的文化	礼儀	昭和八年、九年	明治十二年（一八七九）	採られ	象徴天皇制	原因に	清国への	一六〇九年	大湾港	樺山久高	以前の	四四條二項	行われたかどうか	正
言動活動	米軍支配下の下	住民が	荒崎海岸	あり、	米軍が	レ	「決戦教育措置」	一九四四年五年	四時	地方文化	儀礼	一九三三、三四年	一八七九年	取られ	象徴天王制	ことに	清国の	一九〇六年	大湾口	加山久高	以前	四四條三項	行われたどうか	誤

288	260	242	228	227	220	206	193	177	159	156	145	144	140	140	138	135	129	123	123	107	103	101	92	89	頁
2	5	6	3	13	2	14	2	7	11	3	1	14	6	5	7	8	6	15	2	14	13	7	8	3	行
のうちに	中部	統治	よってはじめて	友好関係	数百メートルの	教室	一九五〇年	同飛行場が市の	F-15C	金武ブルービーチ	形式	強制収用	実施に伴う土地等	可能	久保-カーチス協定	住民	B-152	「軍地区工兵隊	二月二三日	三、〇〇〇フィートの	強行され	土地収用令	七二万九八〇回	日本	正
にうちに	中南部	統括	よてはじめて	有効関係	数百メートル	教育	一九四〇年	同飛行場市が	F-15C	金武ブルビーチ	形式的	強制	実施の伴う土地など	不可能	久保-カーチス協定	人民	B-152	軍地区工兵隊	四月一八日	三、〇〇〇フィート	強行しされ	土地収用権	七二万〇九八〇回	日本政府	誤

515	511	506	493	490	488	486	478	401	400	398	397	387	375	370	363	356	353	350	349	339	316	307	296	290	頁
14	7	10	6	14	7	13	1	14	13	1	14	9	2	9	1	1	9	12	6	14	10	7	13	5	行
土地	米空母艦戦機	ターミナル	本施設	駐留軍用地特措法に	逸脱 本施設	一九八万平方メートル	優良農用地	あると	こと	米国防総省	米国防総省	使用権原	要因	ちがって	いるのである	しなければ	させなければ	社会権	自己の	設置され	住民の	安全性	保障	規定	正
とち	米空母監戦機	ターミナル	本施設上	駐留軍用地特措法の	逸脱本施設	一九八万〇〇〇〇平方メートル	優良用地	ある	ること	米国防省	米国防省	私用権原	容易	ちがってて	いるのである	しなければ	させなければ	社会権保障	自己を	生み出され	住民	危険性	保証	使用	誤

618	618	617	611	611	602	599	598	545	544	527	520	頁
14	12	11	14	12	7	4	14	3	4	9	3	行
第四六	第四六	参議院	原告第二準備書面六八頁〜六九頁	合憲性	実効性	一五一条の二	市町村長	―調書	しただけ	いると	国道三三一号	正
第十	第十回	衆議院	原告六八〜第二準備書面六九頁	合憲性は	実行性	一五二条の二	市長村長	一一調書	したただけ	いる	国道三二二号	誤